昭和二九年(あ)第三六九〇号

被告人　後藤義孝
同　高木清作
同　福本豊一
同　前田藤市

被告人四名弁護人山崎季治の上告趣意

右被告人等の公職選挙法違反被告事件につき左の通り上告趣意書を提出する。

第一点　被告人後藤義孝について

(一)　原判決の第一(二)認定事実たる「昭和二十八年四月十二日頃気高郡青谷町三星旅館において被告人高木清作に対し（中略）金壱万円を供与し」との認定は判決に影響を及ぼすべき重大な事実誤認であつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると思料するものである。即ち

(イ)　第一審公判に於ける全証人の何れによるも右事実を認定する証拠はない。却つて三星旅館に於て被告人高木が被告人後藤に面談しその際被告人高木より金の話が出たところ被告人後藤は金の事は一切関係せぬ事にして居るからその話は聞く訳に行かぬが他の者に代つて聞いて貰うからと答へてその席を辞去し被告後藤に於て田中由太郎なる責任者に取次ぎしその後の事は被告人後藤は全然関係なき事が明瞭である。

第一審公判に於ける証人等の一致せる証言により右事実は証明せられて居るのみならず被告人後藤、同高木も国警鳥取地区警察署に於ける取調に対しても右事実をその儘主張し、鳥取地方検察庁副検事山崎貞一氏の取調に対しては当初は右事実を強く主張してゐた事を認め得るのである。その間警察官は被告高木に右金壱万円を交付した人物を捜

査し同被告人を数人に面接せしめた事も明かである。

然るところ被告高木は既に七十歳の高齢であり且つ何かの身体の故障にて排尿が非常に近い状態であつたので稍長期の拘禁に堪え得ず検察官の「後藤と話をしてから他の者が交付しても後藤より直接貰つたのと同じ事だ」と叱られこれ以上事実を主張するも到底採り上げられぬと観念し早く拘禁の苦しみより逃れん為に事実に反する供述を為したものと認める事が出来るのである。又被告人後藤は当初正しく主張を維持して居たが被告人高木と面接せしめられ同被告人が後藤より壱万円貰つた旨述べたので之に反する供述をすれば自己は固より被告人高木の勾留が長引き老人に気の毒と思ひ之に合ふ供述をした事が明かである。

(ロ) 右の如き事情の下に検察官により作成された高木の第一、二回各供述調書は「任意にされたものでない疑のある調書」であり、況んや刑訴法三二一条第一項第二号但書の「前の供述を信用すべき特別の情況の存するとき」に該当せざること勿論であつて之を被告人後藤の犯罪事実認定の資料とした原判決は破棄相当である。

又被告人後藤に対する検察官第一乃致第四回各供述調書も前記の事情下に作成されたものであるから誘導による自白として「任意にされたものでない疑」濃厚であつて原判決が之を証拠とした事は右同様違法証拠による事実認定である。

(ハ) 徒らに第一審に於ける各証拠を排斥し検察官調書のみによつて事実認定を為した原判決は此の点に於て憲法第三十八条違反である。

第二点　被告人四名に対する原判決は刑の量定（特に執行猶予期間の長い事）は甚だしく不当であつて原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認められるを以て原判決破棄が相当である。

上告人等の控訴趣意書に引用した前福永官房長官の出納責任者竹入貞人に対する浦和地方裁判所の判決、降旗徳弥代議

士に対する判決（執行猶予二年）等に比較し、その他御庁に於て取扱はれた多数の同種事件に比較し原判決は余りには量刑（執行猶予期間）重きに失するものである。

被告人等の犯罪事実に対する法的価値判断が判決である以上「罰金刑の宣告でも五ヶ年間公民権を停止されるのであるから此の被告人等に対しては公民権停止を五ヶ年間に延長する為に執行猶予期間を五ヶ年にする必要あり」との検察官主張に副う原判決は本末を転倒した暴論である。

犯罪事実に対する法的価値判断を宣告した結果附随的に惹起する公民権停止の結果を逆に考慮して公民権停止の結果を長くする為に執行猶予の期間を長くすると云ふが如きことは執行猶予の制度の本質にも反するものである。

例の検察庁法第十四条の指揮権発効等により呑舟の魚は悉く逸し乍ら細鱗を網し、而も一切の選挙権、被選挙権を五ヶ年間も奪ふが如きは余りにも不当な刑罰と謂ふべきである。

第三点　一切の選挙権、被選挙権を五ヶ年間も停止することを招来する原判決は憲法違反である。

改正選挙法第一三七条の三に規定せられた如く選挙違反者に対し選挙運動を禁止すること、違反行為の当該選挙に付てのみ或る程度の長からざる期間選挙権を剝奪する程度は合法的なりとも考へられるも左記の如き理由により原判決は憲法違反なることを主張するものである。

選挙権、被選挙権を停止することになる原判決は憲法違反であり、少くとも主権在民の憲法の精神に逼はないものであるから原判決を破棄し公職選挙法第二五二条を適用せずとの宣告を為すべきことを求めます。その理由は

(一) 現行憲法は主権在民である（旧憲法は欽定憲法で主権は天皇にあるとされ参政権の如きは謂はば主権者天皇からの御情けにより与へられた立前であつたのと大いに異る）。即ち主権者国民が主権を行使する唯一にして最大の機会は選挙

権、被選挙権をおいて他にないのである。剝奪すべく余りに重要な国民の天賦の人権である。

(二)(イ) 憲法十四条は法の下の平等を基本とし「社会的身分により差別されない」と規定してゐる。

(ロ) 憲法第四十四条、選挙人資格は法律で之を定める、但し……「社会的身分」……により差別してはならないと規定してゐる。

此の社会的身分を狭義に解する立場と広義に解する立場とがあり漸次広義に解する傾向にある。

(a) 美濃部達吉著・新憲法逐条解説四九頁には「社会的身分とはその意義稍漠然として居り、十分明確でない」とされ破産者、貧困にして公私の扶助を受くるもの等は社会的身分であり、受刑中の者、刑罰を受けた経歴ある者、禁治産者、準禁治産者の如きは之に入らないとされてゐる様である。

(b) 註解日本国憲法（法学協会編）によれば

「社会的身分の語は明瞭を欠くも或る永続性を有する地位たることは身分の語から云へる。これを自らの意思を以て離れることの出来ない固定せる地位と解するのは狭きに失する。本条が広くすべての人が平等であるとの大原則を宣明してゐるものと解しこの漠然たる社会的身分なる表現の中に人が社会的において一時的でなしに占めている地位をすべて含ましめるのを適当とする」と解説し、之によれば選挙違反の判決を受けた為にその刑余者として国民主権を剝奪することも「社会的身分」による差別の意義に含むものと解せられる様である。

(c) 日本憲法の母法とも謂ふべき米国憲法について（美濃部達吉著・米国憲法概論）みるに

人民投票及び人民発案に依り人民が直接に憲法改正及び立法に参与することの外には国家機関としての人民の権能は主として選挙権に於て現はれる、之に加ふるに最近には人民の罷免権が漸次各州に拡らんとする傾向を示してゐる（同書一〇三頁）

とし選挙権、被選挙権につき同国修正憲法第十四条の規定の解説を試みられてゐる。而してその中に欠格条項として選挙違反犯罪の刑余者が特に欠格条項として規定されて居ない。

「現に刑の執行を受くる者又は悪質の犯罪により刑の宣告を受けたもの」との欠格条項があるがその悪質犯罪とは大体外患罪の如きものを指す由である。

(三) 選挙権、被選挙権の停止は主刑、附加刑ではなく行政罰の性質を有するものであつて違憲である。

取締の目的を達する為と云ふ理由で以つて考へ方によれば主刑よりも重大な結果を及ぼす行政罰を科することを許すべからざる事では無からうか。

刑確定後主権行使の機会を剝奪される事になるのであるがその間に一体どれ程の選挙権（投票権）行使が奪はれる事が予想せられるであらうか。市議会議員、市長、県議会議員、知事、衆議院議員、参議院議員（全国区、地方区）の選挙の各一、二回位宛は当然予想され更に重大なる事は憲法そのものの改正を議する国会議員選挙並之に対し直接賛否をなす主権行使としての国民投票等も予想され、再軍備か否か、戦争か平和かを決する重大な問題に対する国民主権の行使を剝奪される事に思を致せば容易ならざる大問題だと考へられるのである。

剝奪すべく余りに重大な国民の主権行使の機会では無からうか。而も之を剝奪することが民主憲法の十四条、十五条、四十四条、九三条第二項等の条規並その精神から許される事であらうか。本弁護人は憲法の是等の条規に違反するものと考へる。

(四) 公民権欠格条項の変遷

(イ) 衆議院議員選挙法（大正十四年法律第四七号）に於ての欠格条項は

同法第六条で

(一)禁治産者及準禁治産者、(二)破産者、(三)貧困に由り公私の扶助を受くるもの、(四)一定の住居を有せざるもの、(五)六年の懲役又は禁錮以上の刑に処せられたもの（永久）、(六)不敬罪、外患罪は刑期の二倍、(七)刑の執行猶予を終り又は執行を受くることなきに至る迄。

(ロ) 昭和二十三年改正

同法第六条

禁治産者及準禁治産者並に懲役又は禁錮の刑に処せられ其の執行を終り又は執行を受くることなきにいたる迄の者は選挙権、被選挙権を有せず。

即ち主権在民の憲法制定に伴ひ斯く改正され旧選挙法の前記(一)(三)(四)(五)(六)は削除されたのである。

(ハ) 昭和二十五年改正

欠格者は、(一)禁治産者、(二)刑の執行を終る迄の間、(三)執行を受けることがなくなる迄の者。

右の変遷は主権在民、社会的身分による差別禁止の精神に副ふ如く欠格条項が整理されたことを示すものであるが選挙法違反の被告人に付てのみは依然として苛酷な欠格条項を留めてゐるのであつて此の点より観るも速かに改正を要すべく、改正されざる儘の此の規定は憲法違反ではなからうか。而して裁判所は憲法を守るべき最高の殿堂として斯かる憲法に違反する状態を看過さるべきではなくその活用により選挙権、被選挙権を停止せざることを判決に於て宣言し憲法の擁護を為さるべき権利と義務とを有せらるべきを信ずるものである。

斯かる重大な権利を汚したことについては主刑、附加刑により処罰されてゐるのであつてそれ以上行政罰を斯くの如く科することが許されない事を主張するものである。

その当該選挙のみの行使を一回限り制限するとか当該選挙の被選挙権のみを停止する程度ならば兎に角、全面的禁止

は如何なる面より観ても憲法上許さるべきではないと信ずる。

(五) 本欠格条項は不合理な差別である。

前記の如く社会的身分の差別にしても合理的差別は差支なきも不合理的な差別は違憲なりとの解釈が前掲米国憲法概論に於て論せられ居るものの如し。而して本差別は不合理なりと思料する理由は例へば

(イ) 選挙買収と刑法上の贈収賄とは本来罪質異らざるに拘らず前者のみ国民主権行使の剝奪は不合理である。

(ロ) 投票偽造と公私文書偽造とは罪質異らざるに是亦右同様の差別を為すは不合理である。

(ハ) 要するに同質又は類似の罪質のものに前記の如き重大な差別をもたらすは明かに不合理なりと考へる。

(六) むすび

以上要するに未だ旧憲法の思想より脱皮せず国民主権の重大性に省みるところなく旧来の惰性を漫然と承継し一たんの過失にも類する被告人の本件違反行為を理由として従来の被告人の社会に対する貢献、改悛の情等を無視し軽々しく此の選挙権、被選挙権、首長任免、重大なる憲法改正、再軍備か否か、戦争か平和か、自己を含める国民浮沈を決すべき各人の主権行使を剝奪することの如何に主権在民の憲法の精神に副はざるかに思を致され此の点からも原判決を破棄し公職選挙法第二五二条を適用せずとの御判決を求める次第である。

以上

昭和二九年(あ)第三六九〇号

被告人　後藤義孝

弁護人花房多喜雄の上告趣意

右の者に定する公職選挙法違反被告事件につき弁護人は次の通り上告趣意書を提出する。

一、原判決には破毀されなければ著しく社会正義に反する左の如き重大なる事実の誤認がある。刑事訴訟法第四百十一条により職権により破毀あらんことを御願ひする。

(イ)　原判決は「被告人は昭和二十七年十月一日施行の衆議院議員選挙につき鳥取県より立候補した徳安実蔵の為め選挙運動をしてゐた福本豊一に対し気高郡大郷村大字福井選挙人石上金松外二十五名に対する投票報酬金六千円を次の選挙の直前である昭和二十八年四月二日頃に交付した」と認定したけれども、

右に有罪として認めた事実は「昭和二十七年十月選挙の投票を為したることの報酬を事後に交付したことが違反である」と見て叙上の認定をしたものか或は「昭和二十七年十月選挙についての始末金六千円を交付したことが昭和二十八年四月選挙の徳安候補の得票に好影響をもたらすことを期待したもので昭和二十八年四月選挙の違反である」と認定したものか甚だ明瞭でなく、原判示は理由不備たるを免れないのみならず、

被告人は福本豊一より昭和二十七年十月選挙につき福井部落幹部の寄合の費用の後始末に困つてゐるとの話を聞き小学校時代よりの友人である福本の立場に同情し金六千円を交付したもので（第一審公判調書中の被告人の供述及証人福本豊一証人訊問調書参照）其の金が昭和二十七年十月選挙に於ける石上金松外二十五名の投票報酬として福本より右二十六名に供与せられるものであると謂うが如き事情は被告人全く之を知らず、被告人が斯る認識の下に福本に金員を交付したものであることについては何等の証明が為されてはゐないのに原審は之れあるものゝ如くして叙上の認定を敢て

した。

更に原判決の認定が前叙の如く昭和二十七年十月選挙の事後報酬を交付することが昭和二十八年四月選挙の徳安候補の投票に好結果を招き其当選期待の意図の下に出された金六千円であるとの認定の趣旨ならば原審引用の全証拠によるも斯る事実を認めるに足る資料は欠如してゐるのである。若し原判決の趣旨が右の如くであるならば虚無の証拠により事実を認定した違法もある。

何れにするも原判決は重大なる事実を誤認したものと謂はざるを得ない。

(ロ) 原判決は「被告人は昭和二十八年四月十二日頃三星旅館に於て高木清作に対し運動報酬並運動資金として金一万円を供与した」事実を認定してゐるけれども高木清作に金員を供与した者は被告人でないことは（第一審公判調書中の被告人の供述及証人高木清作訊問調書参照）第一審証人高木清作の証人訊問調書中の「後藤に選挙情勢を話し其後徳安候補の義兄に当る三星旅館の主人田中芳太郎に会つたところ東京弁を使う絹大島の着物を着た三十才位の界が金一万円を渡してくれた」との供述記載に依り明瞭である。

高木証人は警察に於ける川上巡査部長の取調に対し最初より金員を供与してくれたものは右の三十才位の男であると供述し警察は之を捜査し面割迄したが東京よりの応援者の数多くして其何人なるかを確認することが出来ずさりとて被告人の自白のみで供与者不明の儘の立件は出来ず窮した結果田中芳太郎から供与を受けたとの被告人供述調書を作成したが当時田中芳太郎は所在不明のため遂に其日に面会した被告人後藤から供与を受けたものとの供述調書を作成し検察庁に送致した。検察官は又後藤が当初同席してゐたなら金は他の者が出しても同罪だと押し切つて被告人より金一万円の供与を受けた旨の高木の供述調書を作成し之を基本として被告人に示し被告人を責め立て勾留十五、六日目に被告人に高木の供述と一致した所謂虚偽の自白調書を作成し之を第一審公廷に於て刑訴第三二一条第一項第二号の書面として

提出したのである。（第一審公判調書中の被告人の供述と高木清作の証人調書参照）

当時徳安候補の出納責任者として枢要の地位にあつた被告人が候補者の当選の効力に至大の影響を持つ非合法運動資金の支出を為す筈のない事は第一審証人西本庄太郎の証人訊問調書の記載によつても之を看取し得るところであるに拘らず原審が右情況下に作成せられた措信すべからざる被告人及証人高木清作に対する検察官面前調書を証拠として被告人に有罪の宣告をしたことは甚しく社会正義に反する重大なる事実の誤認である。

依て原判決を破毀し更に相当の御裁判あらん事を御願ひする次第である。

以上

昭和三〇年(あ)第二六一号

判　決

本籍並びに住居　熊本県球磨郡深田村東二四四五番地
（現在　土手町拘置支所在所）

農　業　橋　口　重　春　大正五年一二月一日生

右現住建造物等放火被告事件について昭和二九年一二月一六日福岡高等裁判所の言渡した判決に対し被告人から上告の申立があつたので当裁判所は次のとおり判決する。

主　文

本件上告を棄却する。

当審における訴訟費用は被告人の負担とする。

理　由

弁護人高沢正治の上告趣意第一点について。

憲法三七条二項は裁判所に対し被告人側から申請した証拠をすべて取調べなければならないとしたものではなく、弁護人のした被告人の精神鑑定の申請を却下したからといつて憲法三七条二項に違反するものでないことは当裁判所の判例により明かである。（昭和二三年(れ)八八号、同年六月二三日、大法廷判決、判例集二巻七号七三四頁）本件記録を調べてみると、第一審裁判所は弁護人の申請により鑑定人一名を採用し、更に検察官の申請により鑑定人一名を採用して、それぞれ被告人

の精神鑑定をさせ、その二名の鑑定人の鑑定書と他の証拠とによつて、被告人が犯行当時心神耗弱の状態にあつたものと判断しているので、原審裁判所はそれ以上更らに精神鑑定をすることを不必要と認めて、弁護人の鑑定申請を却下したのである。してみれば原審に所論のような憲法違反なきこと、前記判例に徴して明らかである。論旨は理由がない。

同第二点について。

論旨は事実誤認量刑不当の主張に帰し適法な上告理由とならない。

被告人の上告趣意は事実誤認の主張であつて、刑訴四〇五条所定の適法な上告理由にあたらない。

なお記録を調べてみても刑訴四一一条を適用すべき事由は認められない。

よつて同四〇八条、一八一条により裁判官全員一致の意見で主文のとおり判決する。

昭和三〇年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河　村　又　介

裁判官　本　村　善　太　郎

昭和三〇年(あ)第二六一号

弁護人高沢正治の上告趣意

右被告人に対する現住建造物放火等被告事件について弁護人高沢正治の上告趣意は左記の如くである。

第一点　原判決は憲法第三十七条第二項の趣旨に違反し破棄さるべきものである。

憲法第三十七条はその第二項において「刑事被告人はすべての証人に対して充分に審問される機会を与えられ……」と規定する。その趣意とするところは、刑事被告人は自己に有利な証拠の提出につき又その証拠調べにつき、充分にこれを裁判所に採択せらる可き権利を有し又裁判所も又充分に被告人の提出する証拠を取り調べるべき義務を有するものなるところを明定したものに他ならない。然るに原審裁判所は、被告人からの精神鑑定の申請を直ちに却下して第一審判決を維持したものである。

抑々本件は被告人の精神状態が犯行時果して心神喪失の状況にあつたか耗弱の状況にあつたかについて争はれているもので右精神鑑定の申請は本件の重要な寧ろ唯一の争点関する証拠に申請としてこれを直ちに却下する等のことなく重視のうちに採用すべきが前記憲法第三十七条第二項の趣旨に適合するところであらう。

況んや第一審の二回にわたる被告人の精神状態に関する鑑定の結果が一は（宮川九平太）犯行時被告人は心神喪失の状態に在つた旨を断定し一は（中修二）犯行時被告人は酩酊朦朧の状態に在つたと診断して孰れも犯行時における被告人の心神喪失の状況を裏付け居るにおいてをや、更に、第二審において被告人からの申請がなければ兎も角申請のあつた精神鑑定を直ちに拒否することは審理の手続上甚だしく被告人の権利擁護に関する配慮を欠き惹いて憲法第三十七条第二項の趣旨に違反するものと断ぜざるを得ないものである。

被告人　橋　口　重　春

仍つて原判決は破棄さる可きものである。

第二点　原判決は第一審判決の懲役二年六月未決拘留通算三百七十日の判決を維持しているが右は当時被告人が心神喪失にあつたとの原審弁護人の第一審手続における二回にわたる前出鑑定の結果を援用しての事実誤認の主張に対し「……右の資料のみにより直ちにその程度を法律上心神喪失に該当するものとは肯認するに足りない。」と消極的に否定しているが右は、前記の如く専門家の専門的な判断の結果に殊更に背を向けた第一審判決を再鑑定申請を却下することにより直ちに肯認した原審の消極的な審理の結果齎らされた重大な事実の誤認と考えられる可きものであり、仮りに然らずとするも右の如き心神朦朧の状態に在つた被告人に対し懲役二年六月の実刑を科するは被告人が前科もなく、且記録に徴すればさして悪質なものと考えられない（記録に現はれた被告人の悪性は殆んど病気のためである）否寧ろ根柢的には同情心深い善良な性質の持主と考えられる、事実に徴しその刑の量定甚だしく不当であり孰れにしても原判決を破棄しなければ著しく正義に反するものである。

以　上

昭和三〇年(あ)第二六一号

被告人の上告趣意

被告人　橋口重春

私儀、放火被告事件につき左の理由に依り御審理御願い申し上げます。

一、事実の誤認

判決謄本に依れば精神耗弱と認めての判決でありますが被告が事件当時全くの心神喪失な状態であつたと云ふ事実は二大学病院の鑑定書が明らかに証明する事実であります。

右の事情に依り御検討の上何卒事実を御承認下さいます様伏してお願い申し上げます。

以　上

昭和三〇年(し)第二二号

決　定

富山県東礪波郡井波町院瀬見二九五三番地

抗告人　前川伊重郎

松井吉次及び松井信光に対する公務員職権濫用被疑事件について、右の者からなした審判請求に関し、富山地方裁判所が昭和三〇年四月二〇日なした審判請求棄却決定に対し、右の者から当裁判所に特別抗告の申立があつたが、審判請求棄却の決定に対しては刑訴四二一条によつて何時でも高等裁判所に通常の抗告をすることができるのであるから、抗告人が右決定に対し通常の抗告をしないで直訴当裁判所に申し立てた本件特別抗告は、刑訴四三三条の要件を具えない不適法のものであつて棄却を免れないものである（昭和二六年(し)第七一号、同二八年一二月二二日大法廷決定、刑集七巻一三号二五九五頁以下参照）。よつて刑訴四二六条一項により、裁判官全員一致の意見で左のとおり決定する。

本件特別抗告を棄却する。

昭和三〇年五月三一日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官　島　保

裁判官　河村又介

裁判官　本村善太郎

昭和三〇年(し)第二二号

刑事不法事件抗告申立書

抗告人　前川伊重郎

本月二十二日付富山桐生郵便局消印特別送達郵便にて富山地方裁判所刑事部より別紙写書の通り審判請求棄却の決定謄本を同月二十三日正午頃送達せられました。

所で私は礪波区検察庁の為せる不起訴処分を全面的無効とせられ次に列記の告訴事件等関連性を保持する提出書類全般に渉り審判を求めたるものを一部分のみの理由を以て棄却と成りたるは被害者たる私に於ては不可思議のことにして納得出来ず合点し能はざるものであります。

按ずるに是は被害者たる私の主観と公務多端の当該裁判官の客観とに於て法律の見方に格段の相違がありとし。私に於ては法を先にし罪を問ひ犯罪に軽重ありても現行法に軽重無きものと思ひます依而私は警察官の違法は勿論其一切が刑事訴訟法第四百五条第一号該当のものと確信致し居るものであります。

参　考

一、私の各所へ提出せる文書の記載事実（告訴事件）に於いて現行憲法に違反及抵触並関係ありとする其条項

憲法第十一条（以下略記する）十二、十三、十四ノ一、十五ノ一、十六、十七、二十二ノ一、二十五ノ一、二十九ノ一、三十一、三十二、三十八ノ一、九十七、九十八ノ一、九十九、

二、私の提出文書類

本書日附	件銘	宛先
昭和二九、七、二	刑事不法事件申告書	礪波区検察庁　富山地検礪波支部
〃　七、一五	刑事不法事件告訴状	〃　副検事　礪波　榮作
〃　七、二五	〃	〃
〃　八、一〇	刑事不法事件訴追状	〃
〃　一〇、二二	刑事不法事件審判請求書提出について	〃
〃　〃	刑事不法事件審判請求書	富山地方裁判所
〃　一〇、三一	補修訂正申請	〃
〃　一一、一	通知書	礪波区検察庁
〃　一二、一〇	刑事不法事件審判請求の件について	富山地方裁判所刑事部裁判長裁判官　藤田　善嗣
〃　一二、二八	〃	富山地方裁判所
〃　〃	申立書	〃　裁判長裁判官　藤田　善嗣
昭和三〇、二、一五	刑事不法事件審判請求の件について	富山地方裁判所
〃　〃	通知書	裁判長裁判官　藤田　善嗣

三、私は前号の外に各所へ提出示せる幾多の証拠物件等保有し居るものなり。

四、私は遂次申立の通り勧善懲悪当然の法律と心得強いて人権擁護を求めんとするものにして今季に及んでは星月に追はれ自然監督の下にあがく吾等零細農も本月中旬稲種蒔より農耕植付麦田等、七月上旬頃までは作付多忙期にて取急ぎ概要記

載の上倉皇として本挙に及びたる次第御酌量の上受理相仰ぎ度尚棄却理由の所にタイプ印刷鮮明を欠く字の数あるものを下附あり早急詳読不可なるも要点を看るに誤記誤認の廉あるを発見あり克く検読の上諸般充分研究修致し遅くも当七月二十日前後頃迄に細目申立書提出の用意あるものなることを申し添へます。

五、私は本問審判請求書に参考事項として私の最も苦悩とする要旨を記述し居るものにして繁文省略の故を以て再録致さずとも必ず延用を与へられ得るものと確信致します今期に当り其の中でも特に一号記述に当る費用負担の免除と二号記述の希望との強要であります万々一遠隔の地へ召喚等のことある場合は手当を支給方深甚の御温情を以て御配慮賜はり度右何卒別の御詮議を以て寛大なる御許可あらんことを事前に伏して懇願致します。

依て幾多の事態御賢慮を添ふし何卒高遠なる御仁慈を垂れさせられ御憐愍の情を以て一慮の御審理相仰ぎ度

右憲法第三十二条に基き刑事訴訟法第四百三十三条に依り抗告申立に及びます。

昭和三十年四月二十五日

本籍及住所　富山県東礪波郡井波町院瀬見二九五三番地

筆頭者本人　農耕業

右申立人　前川伊重郎

明治三十一年三月二十七日生

最高裁判所御中

最高裁判所裁判集（刑事第一〇五号）事件番号別索引

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	二審又は原審	頁
昭和二七年(あ)一五九	貸金業等の取締に関する法律違反	佐藤信英	昭和三〇年五・三一	三	棄却	仙台高秋田支	一〇四九
昭和二七年(あ)六一〇	行進及び集団示威運動に関する徳山市公安条令違反	佐々木正見	五・一〇	三	棄却	広島高	九
昭和二七年(あ)二〇一九	貸金業等の取締に関する法律違反	楠政吉	五・二四	三	棄却	大阪高	八一九
昭和二八年(あ)一四七	歯科医師法違反	吉野保	五・二四	三	棄却	高松高	八二五
昭和二八年(あ)二二七二	窃盗	吉田一三	五・三一	三	棄却	大阪高	一〇六三
昭和二八年(あ)二五八七	有価証券偽造	合田忠之	五・二五	大	棄却	広島高岡山支	一〇〇九
昭和二八年(あ)二八一四	薬事法違反覚せい剤取締法違反	近藤増治 外二名	五・一〇	三	棄却	東京高	一七
昭和二八年(あ)二八二七	暴力行為等処罰に関する法律違反、不法監察	亘政吉 外四名	五・一〇	三	棄却	東京高	三五
昭和二八年(あ)二八五九	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	丁精一	五・一〇	三	棄却	福岡高宮崎支	四七

昭和二八年㋐二九三〇	詐欺	原明夫	五・一〇	三	棄却	東京高	五九
昭和二八年㋐三〇四二	公務執行妨害、傷害	金鎬聖 外一名	五・一七	三	棄却	福岡高	四六九
昭和二八年㋐三一八〇	有毒飲食物等取締令違反	李万洙	五・二四	三	棄却	東京高	八三九
昭和二八年㋐三一九八	物品税法違反	中川麟太郎 外一名	五・一七	三	棄却	東京高	四七五
昭和二八年㋐三二三八	偽造紙幣行使	川野五夫	五・二六	二	棄却	福岡高宮崎支	一〇三三
昭和二八年㋐三三七三	医師法違反、詐欺、同未遂	浅越勝雄	五・二四	三	棄却	大阪高	八五一
昭和二八年㋐三七〇三	覚せい剤取締法違反 麻薬取締法違反	岩城新之助	五・一一	二	棄却	東京高	一九七
昭和二八年㋐四二六〇	公職選挙法違反	大島邦三郎	五・三一	三	棄却	東京高	一〇六七
昭和二八年㋐四二六六	公職選挙法違反	矢口勝亀 外三名	五・一〇	三	棄却	東京高	七五
昭和二八年㋐四三八一	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	和田栄治 外二名	五・一〇	三	破棄差戻	高松高	八一
昭和二八年㋐四八三〇	賍物故買	山元成根	五・一〇	三	棄却	福岡高宮崎支	一二三

昭和二八年㋐四八九二	公職選挙法違反	西島好夫	五・三一	二	棄却	名古屋高	一〇七七
昭和二八年㋐五三七三	取引高税違反	大宮製紙株式会社	五・二五	二	棄却	東京高	一〇二一
昭和二九年㋐四	公職選挙法違反	野原正勝 外一名	五・一二	一	破棄自判	仙台高	二〇九
昭和二九年㋺二三	強盗	牧田久男	五・三一	三	棄却	東京高	一〇九一
昭和二九年㋐四四〇	出入国管理令違反、横領	朴春守	五・二〇	二	棄却	広島高	七七九
昭和二九年㋐五二六	窃盗	金栄石	五・二〇	二	棄却	仙台高	七八七
昭和二九年㋐五八〇	強盗	ヘース・イパネス 外二名	五・二〇	二	棄却	東京高	八〇七
昭和二九年㋐五九七	公職選挙法違反	石田次男	五・二〇	二	棄却	高松高	八一五
昭和二九年㋐一三三九	公職選挙法違反	平野平治	五・一〇	三	棄却	仙台高	一三一
昭和二九年㋐一五七〇	公職選挙法違反	安原忠男 外一名	五・二四	三	棄却	広島高	八五五
昭和二九年㋐一五八四	公職選挙法違反	岡本寿一	五・二〇	二	棄却	広島高	五三三

昭和二九年(あ)一六三七	公職選挙法違反	三好与一郎 外三名	五・二〇	二	棄却	広島高	五四三
昭和二九年(あ)一七一三	公職選挙法違反	高野新太郎	五・一〇	三	棄却	仙台高	一四五
昭和二九年(あ)一七八五	公職選挙法違反	坂口善八 外二名	五・一〇	三	棄却	福岡高	一四九
昭和二九年(あ)一八一一	公職選挙法違反	阿部峰次郎 外二名	五・一〇	三	棄却	福岡高	一五九
昭和二九年(あ)一九八五	公職選挙法違反	堀井逸郎	五・二四	三	棄却	仙台高秋田支	九一九
昭和二九年(あ)二一六八	公職選挙法違反	胡子義雄	五・二四	三	棄却	広島高	九二五
昭和二九年(あ)二一九四	公職選挙法違反	松本義雄	五・二〇	二	棄却	広島高岡山支	六六七
昭和二九年(あ)二一九五	公職選挙法違反	福政義孝	五・三一	三	棄却	広島高岡山支	一〇九七
昭和二九年(あ)二四〇四	公職選挙法違反	鶴田耕章	五・二〇	二	棄却	仙台高秋田支	六七五
昭和二九年(あ)二四一二	公職選挙法違反	市井栄作 外二名	五・一三	二	棄却	大阪高	四〇九
昭和二九年(あ)二五六七	公職選挙法違反	中井晃	五・一〇	三	棄却	大阪高	一六三

昭和二九年(あ)二五八〇	公職選挙法違反	千家善夫	五・二〇	二	棄却	大阪高	六九七
昭和二九年(あ)二六〇八	公職選挙法違反	住安嘉一 外四名	五・二〇	二	棄却	東京高	七〇三
昭和二九年(あ)二六一〇	公職選挙法違反	小俣昌男	五・三一	三	棄却	東京高	一一〇五
昭和二九年(あ)二七〇九	公職選挙法違反	桐生富次 外三名	五・三一	三	棄却	東京高	一一〇九
昭和二九年(あ)二七二八	公職選挙法違反	井上太七 外一名	五・三一	三	棄却	東京高	一一一七
昭和二九年(あ)二八一七	公職選挙法違反	昆義尚	五・二〇	二	棄却	仙台高	七一一
昭和二九年(あ)二九〇一	公職選挙法違反、偽証	松八重義雄 外四名	五・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	七一五
昭和二九年(あ)三〇三〇	公職選挙法違反	椎名隆 外四名	五・一九	一	破棄自判	東京高	五〇七
昭和二九年(あ)三〇四〇	公職選挙法違反	山浦喜武太郎	五・二〇	二	棄却	東京高	七二九
昭和二九年(あ)三〇四五	公職選挙法違反	鎮西喜久雄 外九名	五・一三	二	棄却	東京高	四二七
昭和二九年(あ)三二三八	公職選挙法違反	松島兼吉	五・二四	三	棄却	大阪高	九三一

昭和二九年㋐三二五三	公職選挙法違反	小畑	竹四郎	外一名	五・二〇	二	棄却	大阪高	七三五
昭和二九年㋐三三四四	賍物牙保	重田	三郎		五・二四	三	棄却	東京高	九三九
昭和二九年㋐三四三一	公職選挙法違反	中村	匡		五・二〇	二	棄却	東京高	七三九
昭和二九年㋐三四三八	公職選挙法違反	安原	文吾		五・三一	三	棄却	広島高	一一二五
昭和二九年㋐三四五七	公職選挙法違反	米田	伝		五・三一	三	棄却	福岡高宮崎支	一一四七
昭和二九年㋐三五四五	殺人未遂	ロバート・エフ・ビューダ			五・三一	三	棄却	東京高	一一五五
昭和二九年㋐三五七二	公職選挙法違反	菅谷	政志	外一名	五・一三	二	棄却	東京高	四四九
昭和二九年㋐三五七六	業務上横領	臼井	松太郎		五・一二	一	棄却	東京高	三九一
昭和二九年㋐三六二九	公職選挙法違反	立花	清	外五名	五・三一	三	棄却	大阪高	一一七一
昭和二九年㋐三六九〇	公職選挙法違反	後藤	義孝	外三名	五・三一	三	棄却	広島高岡山支	一一八一
昭和二九年㋐三八三七	傷害致死	高野	武雄		五・二四	三	棄却	仙台高	九四七

昭和二九年㋐三八九一	公職選挙法違反	清水	加保太郎	外二名	五・二〇	二	棄却	東京高	七五三
昭和二九年㋐三九〇三	尊属殺人、放火	斎藤	清光		五・一三	二	棄却	仙台高	四五七
昭和二九年㋐三九〇四	窃盗、同未遂	姜	徳寿	外一名	五・二四	三	棄却	名古屋高	九五五
昭和二九年㋐三九二九	公職選挙法違反	井上	正信	外一名	五・一三	二	棄却	大阪高	四六五
昭和二九年㋐三九三六	傷害、暴力行為等処罰に関する法律違反	石崎	光夫	外一名	五・二六	一	棄却	東京高	一〇三七
昭和二九年㋐三九七七	窃盗	小沢	勇造		五・一二	一	棄却	東京高	三九七
昭和二九年㋐三九八一	窃盗	松本	学		五・一〇	三	棄却	東京高	一六七
昭和二九年㋐四〇〇二	窃盗	西川	武雄		五・二四	三	棄却	東京高	九六三
昭和二九年㋐四〇五七	公職選挙法違反	浅田	延治	外一名	五・二〇	二	棄却	大阪高	七六一
昭和二九年㋐四〇七三	公職選挙法違反	中島	袈裟重	外二名	五・二〇	二	棄却	東京高	七六七
昭和二九年㋐四一五二	自転車競技法	白石	元一	外二名	五・一二	一	棄却	大阪高	四〇一

昭和二九年(あ)四一八八	自殺幇助	西村玉雄	五・一〇	三棄却	大阪高	一七七
昭和三〇年(し)二二	公務員職権濫用被疑事件につきなした審判請求棄却決定に対する特別抗告	抗告人 前川伊重郎	五・三一	三棄却	富山地	一二〇三
昭和三〇年(あ)二九	公職選挙法違反	清藤榮	五・九	二棄却	仙台高 秋田支	一
昭和三〇年(あ)六五	公職選挙法違反	内川一利	五・一一	二棄却	福岡高	二〇五
昭和三〇年(あ)八三	食糧管理法違反	相沢登美子	五・一七	三棄却	広島高 岡山支	四九三
昭和三〇年(あ)九一	詐欺、私文書偽造、同行使、有価証券偽造、同行使	岡田治三右ェ門	五・一七	三棄却	仙台高	四九七
昭和三〇年(あ)一三四	業務上横領、横領	稲上美明	五・二五	二棄却	札幌高	一〇二七
昭和三〇年(す)一三四	強姦致傷被告事件につきなした上告棄却の決定に対する即時抗告	申立人 大石力	五・二四	三棄却	最高裁	一〇〇七
昭和三〇年(あ)二六一	現住建造物等放火	橋口重春	五・三一	三棄却	福岡高	一一九七
昭和三〇年(あ)三五四	麻薬取締法違反、犯人蔵匿	田中力太	五・二八	二棄却	札幌高	一〇四三

最高裁判所刑事裁判書総目次

昭和三十年五月分

最高裁判所事務総局

凡例

一、本目次には最高裁判所の判決、決定の全部を集録した。
二、（　）内の数字は分冊を示し、最高裁判所裁判書原本綴の分類による。
三、丁数は最高裁判所裁判書原本綴の丁数である。

判決（1）……（一〇日―一九日）……（三七件）……一頁
判決（2）……（二〇日―三一日）……（五八件）……五
決定（1）……（四日―一七日）……（八六件）……一一
決定（2）……（一八日―二四日）……（七四件）……一九
決定（3）……（二五日―三一日）……（七八件）……二七
雑（全）……（二日―三一日）……（五六件）……三五
不成立（全）……（四日―三一日）……（三三件）……四一

刑事判決（1）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和二七年(あ)六一〇	行進及び集団示威運動に関する徳山市公安条例違反	佐々木正見	五・一〇	三	棄却	広島高	一
昭和二八年(あ)二二八七	傷害致死	石本銕太郎	五・一〇	三	棄却	高松高	六
昭和二八年(あ)二八一四	薬事法違反、覚せい剤取締法違反	近藤増治 外二名	五・一〇	三	棄却	東京高	一三
昭和二八年(あ)二八二七	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁	亘政吉 外四名	五・一〇	三	棄却	東京高	二三
昭和二八年(あ)二八五九	業務上過失致死傷、道路交通取締法違反	丁精一	五・一〇	三	棄却	福岡高宮崎支	三一
昭和二八年(あ)二八七七	詐欺	初海武範 外一名	五・一〇	三	棄却	東京高	三八
昭和二八年(あ)二九三〇	詐欺	原明夫	五・一〇	三	棄却	東京高	四二
昭和二八年(あ)二九七〇	有価証券偽造行使、詐欺未遂	鴨野静郎 外一名	五・一〇	三	棄却	東京高	五二
昭和二八年(あ)三〇二九	詐欺	西村敏雄	五・一〇	三	棄却	福岡高	五八

昭和二八年㋐四二六六	公職選挙法違反	矢口勝外三名	五・一〇	三	三	東京高	六二
昭和二八年㋐四三八一	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律違反	和田栄外二名治	五・一〇	三	原審破棄差戻	高松高	六七
昭和二八年㋐四八三〇	賍物故買	山元成根	五・一〇	三	破棄却	福岡高宮崎支	九七
昭和二九年㋐一三三九	公職選挙法違反	平野平治	五・一〇	三	破棄却	仙台高	一〇二
昭和二九年㋐一七一三	公職選挙法違反	高野新太郎	五・一〇	三	破棄却	仙台高	一一一
昭和二九年㋐一七八五	公職選挙法違反	坂口善外二名八	五・一〇	三	破棄却	福岡高	一一四
昭和二九年㋐一八一一	公職選挙法違反	阿部峰次郎外二名	五・一〇	三	破棄却	福岡高	一二〇
昭和二九年㋐二五六七	公職選挙法違反	中井晃	五・一〇	三	破棄却	大阪高	一二四
昭和二九年㋐三四七一	出入国管理令違反	李癸烈	五・一〇	三	破棄却	福岡高	一二八
昭和二九年㋐三九八一	窃盗	松本学	五・一〇	三	破棄却	東京高	一三三
昭和二九年㋐四一八八	自殺幇助	西村玉雄	五・一〇	三	破棄却	大阪高	一三九

昭和二九年㋐四	公職選挙法違反	野原正外一名勝	五・一二	一	野原破棄自判 木村破棄却	仙台高	一五〇
昭和二九年㋐三九七七	窃盗	小沢勇造	五・一二	一	破棄却	東京高	二四四
昭和二九年㋐四一五二	自転車競技法違反	白石元外二名一	五・一二	一	破棄却	大阪高	二四七
昭和三〇年㋐一一六	業務上横領	帆山大愍	五・一二	一	破棄却	名古屋高金沢支	二五二
昭和二八年㋐一一八一	窃盗	野口やす子	五・一三	二	破棄却	大阪高	二五六
昭和二九年㋐二四一二	公職選挙法違反	市井栄外一名作	五・一三	二	破棄却	大阪高	二五九
昭和二九年㋐三〇四五	公職選挙法違反	鎮西喜久雄外九名	五・一三	二	破棄却	東京高	二七一
昭和二九年㋐三五七二	公職選挙法違反	菅谷政志外一名	五・一三	二	破棄却	東京高	二八五
昭和二九年㋐三九〇三	尊属殺人、放火	斎藤清光	五・一三	二	破棄却	仙台高	二九〇
昭和二九年㋐三九二九	公職選挙法違反	井上正外一名信	五・一三	二	破棄却	大阪高	二九六
昭和二八年㋐三〇四二	公務執行妨害、傷害	金鎬外一名聖	五・一七	三	破棄却	福岡高	二九九

昭和二八年(あ)三一九八	物品税法違反	中川麟太郎外一名	五・一七	三	棄却	東京高	三〇三
昭和二九年(あ)三四六四	麻薬取締法違反	朴明実	五・一七	三	棄却	広島高	三一三
昭和三〇年(あ)八三	食糧管理法違反	相沢登美子	五・一七	三	棄却	広島高岡山支	三一八
昭和三〇年(あ)一六二	公職選挙法違反	長国雄	五・一七	三	棄却	福岡高	三二一
昭和二九年(あ)三〇三〇	公職選挙法違反	椎名外四名隆	五・一九	一	椎名(原審一審破棄自判)他(棄却)	東京高	三二四
昭和二九年(あ)三九一一	公職選挙法違反	井谷逸郎	五・一九	一	棄却	大阪高	三三九

刑事判決 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
昭和二九年(あ)一五八四	公職選挙法違反	岡本寿一	五・二〇	二	棄却	広島高	一
昭和二九年(あ)一六三七	公職選挙法違反	三好与一郎外三名	五・二〇	二	棄却	広島高	八
昭和二九年(あ)二一九四	公職選挙法違反	松本義雄	五・二〇	二	棄却	広島高岡山支	七三
昭和二九年(あ)二四〇四	公職選挙法違反	鶴田耕章	五・二〇	二	棄却	仙台高秋田支	七八
昭和二九年(あ)二五八〇	公職選挙法違反	千家善夫	五・二〇	二	棄却	大阪高	九〇
昭和二九年(あ)二六〇八	公職選挙法違反	住安嘉一外四名	五・二〇	二	棄却	東京高	九四
昭和二九年(あ)二八一七	公職選挙法違反	昆義尚	五・二〇	二	棄却	仙台高	一〇〇
昭和二九年(あ)二九〇一	公職選挙法違反、偽証	松八重義雄外四名	五・二〇	二	棄却	福岡高宮崎支	一〇三
昭和二九年(あ)三〇四〇	公職選挙法違反	山浦喜武太郎	五・二〇	二	棄却	東京高	一一二

昭和二九年(あ)三二五三	公職選挙法違反	小畑竹四郎 外一名	五・二〇	二	二	大阪高	一一六
昭和二九年(あ)三四三一	公職選挙法違反	中村匡	五・二〇	二	二	東京高	一一九
昭和二九年(あ)三八九一	公職選挙法違反	清水加保太郎 外二名	五・二〇	二	二	東京高	一二七
昭和二九年(あ)四〇五七	公職選挙法違反	浅田延治 外一名	五・二〇	二	二	大阪高	一三三
昭和二九年(あ)四〇七三	公職選挙法違反	中島袈裟重 外二名	五・二〇	二	二	東京高	一三七
昭和三〇年(あ)二二八	道路交通取締法違反、業務上過失致死	乙幡実	五・二〇	二	二	東京高	一四四
昭和三〇年(あ)四二一	食糧管理法違反	長谷川喜三治	五・二〇	二	二	広島高岡山支	一四七
昭和三〇年(あ)四四〇	出入国管理令違反、横領	朴春守	五・二〇	二	二	広島高	一五〇
昭和三〇年(あ)五二六	窃盗	金栄石	五・二〇	二	二	仙台高	一五五
昭和三〇年(あ)五八〇	強盗	ヘーススーイバネス 外一名	五・二〇	二	二	東京高	一六六
昭和三〇年(あ)五九七	公職選挙法違反	石田次男	五・二〇	二	二	高松高	一七三

昭和二七年(あ)二〇一九	貸金業等の取締に関する法律違反	楠政吉	五・二四	三	棄却	大阪高	一七六
昭和二八年(あ)一四七	歯科医師法違反	吉野保	五・二四	三	棄却	高松高	一八二
昭和二八年(あ)三一八〇	有毒飲食物等取締令違反	李万洙	五・二四	三	棄却	東京高	一九〇
昭和二八年(あ)三一八三	傷害致死	伊東寿男	五・二四	三	棄却	東京高	一九七
昭和二八年(あ)三三七三	医師法違反、詐欺、同未遂	浅越勝雄	五・二四	三	棄却	大阪高	二〇一
昭和二八年(あ)三五六一	賍物故買	権正洛	五・二四	三	棄却	大阪高	二〇四
昭和二八年(あ)三七三〇	たばこ専売法違反	川口敏明 外一名	五・二四	三	棄却	大阪高	二〇七
昭和二八年(あ)三八四八	食糧管理法違反、酒税法違反物価統制令違反	藤原早苗 外二名	五・二四	三	棄却	広島高岡山支	二一一
昭和二九年(あ)一五七〇	公職選挙法違反	安原忠男 外一名	五・二四	三	棄却	広島高	二二〇
昭和二九年(あ)一九八五	公職選挙法違反	堀井逸郎	五・二四	三	棄却	仙台高秋田支	二六五
昭和二九年(あ)二一六八	公職選挙法違反	胡子義雄	五・二四	三	棄却	広島高	二七〇

昭和二九年(あ)二二三八	公職選挙法違反	松島兼吉	五・二四	三	三乗却	大阪高	二七五
昭和二九年(あ)三三四四	賍物牙保	重田三郎	五・二四	三	三乗却	東京高	二八四
昭和二九年(あ)三八三七	傷害致死	高野武雄	五・二四	三	三乗却	仙台高	二八九
昭和二九年(あ)三九〇四	窃盗、同未遂	姜徳外二名寿	五・二四	三	三乗却	名古屋高金沢支	二九六
昭和二九年(あ)四〇〇二	窃盗	西川武雄	五・二四	三	三乗却	東京高	三〇三
昭和二八年(あ)二五八七	有価証券偽造	合田忠之	五・二五	大	乗却	広島高岡山支	三四二
昭和二九年(あ)三九三六	傷害、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	石崎光夫外一名	五・二六	一	乗却	東京高	三五〇
昭和二七年(あ)一五九	貸金業等の取締に関する法律違反	佐藤信英	五・三一	三	乗却	仙台高秋田支	三五四
昭和二八年(あ)一四六五	食糧管理法違反	菊池清	五・三一	二	乗却	東京高	三六三
昭和二八年(あ)二二七二	窃盗	吉田一三	五・三一	二	乗却	大阪高	三七一
昭和二八年(あ)四二六〇	公職選挙法違反	大島邦三郎	五・三一	三	乗却	東京高	三七四

昭和二八年(あ)四五一三	詐欺、横領	明石勝栄	五・三一	二	乗却	仙台高秋田支	三八〇
昭和二八年(あ)四八九二	公職選挙法違反	西島好夫	五・三一	二	乗却	名古屋高	三八三
昭和二九年(れ)二三	強盗	牧田久男	五・三一	三	乗却	東京高	三九二
昭和二九年(あ)二一九五	公職選挙法違反	福政義孝	五・三一	三	乗却	広島高岡山支	三九六
昭和二九年(あ)二六一〇	公職選挙法違反	小俣昌男	五・三一	三	乗却	東京高	四〇二
昭和二九年(あ)二七〇九	公職選挙法違反	桐生富次外三名	五・三一	三	乗却	東京高	四〇五
昭和二九年(あ)二七二八	公職選挙法違反	井上太七外十一名	五・三一	三	乗却	東京高	四一〇
昭和二九年(あ)二七七六	公職選挙法違反	大成正雄外十九名	五・三一	三	乗却	東京高	四一六
昭和二九年(あ)三四三八	公職選挙法違反	安原文吾	五・三一	三	乗却	広島高	四二六
昭和二九年(あ)三四五七	公職選挙法違反	米田伝	五・三一	三	乗却	福岡高宮崎支	四三九
昭和二九年(あ)三五四五	殺人未遂	ロバート・エフ・ビューダ	五・三一	三	乗却	東京高	四四四

昭和二九年(あ)三五七八	公職選挙法違反	阿部弘義 外五名	五・三一	三	棄却	東京高	四五三
昭和二九年(あ)三六二九	公職選挙法違反	立花清 外五名	五・三一	三	棄却	大阪高	四五八
昭和二九年(あ)三六九〇	公職選挙法違反	後藤義孝 外三名	五・三一	三	棄却	広島高岡山支	四六四
昭和三〇年(れ)八	物価統制令違反	渡辺良一	五・三一	三	破棄免訴	大阪高	四七三
昭和三〇年(あ)二六一	現住建造物等放火	橋口重春	五・三一	三	棄却	福岡高	四七六

刑事決定 (1)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
昭和三〇年(あ)三八七	詐欺	八代真一	五・四	二	棄却	東京高	一
昭和二八年(あ)四二九八	麻薬取締法違反	曹喜鎮	五・九	二	棄却	東京高	五
昭和三〇年(あ)二九	公職選挙法違反	清藤栄	五・九	二	棄却	仙台高秋田支	八
昭和三〇年(あ)三三六	公職選挙法違反	野田貫一 外二名	五・九	二	棄却	高松高	一三
昭和三〇年(あ)三三九	公職選挙法違反	白倉敏幸 外五名	五・九	二	棄却	東京高	一七
昭和二八年(あ)三〇七三	詐欺、有価証券偽造、行使詐欺	坪内百次	五・一〇	三	棄却	大阪高	二二
昭和二八年(あ)三三五三	横領	田中松美	五・一〇	三	棄却	福岡高	三〇
昭和二八年(あ)三三九一	業務上横領	北山徳美	五・一〇	三	棄却	福岡高	三五
昭和二九年(あ)三二九三	賍物故買	谷幸衛	五・一〇	三	棄却	広島高岡山支	三八

昭和二九年(あ)三四九二	詐欺	北野昭三	五・一〇	三	棄却	福岡高	四一
昭和二九年(あ)三五七五	有価証券偽造、同行使詐欺未遂	大島孝夫	五・一〇	三	棄却	東京高	四五
昭和二九年(あ)三六二二	詐欺	林良一	五・一〇	三	棄却	大阪高	五〇
昭和二九年(あ)三八〇二	食糧管理法違反	中塩長松	五・一〇	三	棄却	名古屋高金沢支	五五
昭和二九年(あ)三八一九	窃盗	金栄勲	五・一〇	三	棄却	東京高	五八
昭和二九年(あ)三八四一	窃盗	石井知男	五・一〇	三	棄却	福岡高宮崎支	六一
昭和二九年(あ)三九三五	窃盗、銃砲刀剣類等所持取締令違反	那花確宏	五・一〇	三	棄却	東京高	六五
昭和二九年(あ)三九七六	詐欺	小泉源七	五・一〇	三	棄却	東京高	六九
昭和二九年(あ)三九八七	覚せい剤取締法違反、傷害	林正玉	五・一〇	三	棄却	東京高	七二
昭和二九年(あ)四一七七	強盗傷人	上阪清一	五・一〇	三	棄却	大阪高	七五
昭和二九年(あ)四一九八	賍物故買	朴哲洙	五・一〇	三	棄却	福岡高	七八

昭和三〇年(あ)	五五	窃盗	米村隆	五・一〇	三	棄却	名古屋高金沢支	八一
昭和三〇年(あ)	一一八	公務執行妨害	朴東煥外一名	五・一〇	三	棄却	名古屋高	八四
昭和三〇年(あ)	一九二	窃盗	池田若松	五・一〇	三	棄却	東京高	八七
昭和三〇年(あ)	二四〇	窃盗	喜多一郎	五・一〇	三	棄却	大阪高	九三
昭和三〇年(あ)	二六六	覚せい剤取締法違反	河合増吉	五・一〇	三	棄却	名古屋高	一〇〇
昭和二八年(あ)	三七〇三	覚せい剤取締法違反、麻薬取締法違反	岩城新之助	五・一一	二	棄却	東京高	一〇三
昭和三〇年(あ)	六五	公職選挙法違反	内川一利	五・一一	二	棄却	福岡高	一〇八
昭和三〇年(あ)	一一一	公職選挙法違反	佐藤吉雄	五・一一	二	棄却	仙台高	一一一
昭和三〇年(あ)	三〇九	公職選挙法違反	野辺善作外一名	五・一一	二	棄却	東京高	一一四
昭和二九年(あ)	三三一七	賭博、賭博開張	中岡茂	五・一二	一	棄却	広島高岡山支	一一八
昭和二九年(あ)	三四三七	賍物牙保	松岡実	五・一二	一	棄却	名古屋高	一二二

昭和二九年(あ)二四六八	傷害	螭崎栄八	五・一二	一	棄却	福岡高	一二六
昭和二九年(あ)二五〇六	傷害	竹内紺蔵	五・一二	一	棄却	高松高	一二九
昭和二九年(あ)二五一七	麻薬取締法違反	池田ハルヱ	五・一二	一	棄却	大阪高	一三二
昭和二九年(あ)二五三〇	酒税法違反	李鐘薫	五・一二	一	棄却	福岡高	一三五
昭和二九年(あ)二五五八	窃盗	加藤竹次郎	五・一二	一	棄却	東京高	一四〇
昭和二九年(あ)二五七六	業務上横領	臼井松太郎	五・一二	一	棄却	東京高	一四六
昭和二九年(あ)二五九六	業務上横領	関口益	五・一二	一	棄却	東京高	一五〇
昭和二九年(あ)二七四二	児童福祉法違反	住吉庄一	五・一二	一	棄却	広島高	一五五
昭和二九年(あ)二七八四	窃盗	落合瀧次郎	五・一二	一	棄却	東京高	一五八
昭和二九年(あ)二八六五	窃盗	仲田あやこ	五・一二	一	棄却	大阪高	一六二
昭和二九年(あ)二九四二	非現住建造物等放火、同未遂現住建造物等放火	鈴木トメノ	五・一二	一	棄却	名古屋高	一六五

昭和二九年(あ)三九七一	窃盗	五十嵐正二外一名	五・一二	一	棄却	東京高	一七一
昭和二九年(あ)四〇一一	強盗	村岡晃	五・一二	一	棄却	東京高	一七六
昭和二九年(あ)四一〇七	賍物故買	李根亨	五・一二	一	棄却	大阪高	一八一
昭和二九年(あ)四一三六	児童福祉法違反	鶴賀きん	五・一二	一	棄却	名古屋高金沢支	一八四
昭和二九年(あ)四一五八	収賄、業務上横領	村岡金郎	五・一二	一	棄却	名古屋高金沢支	一八七
昭和二九年(あ)四一七一	傷害、暴行	吉本操外二名	五・一二	一	棄却	広島高松江支	一九一
昭和三〇年(あ)五一	殺人未遂、窃盗	杉田俊夫	五・一二	一	棄却	名古屋高	一九七
昭和三〇年(あ)五九	窃盗	村瀬政雄	五・一二	一	棄却	名古屋高	二〇〇
昭和三〇年(あ)六九	覚せい剤取締法違反	張聖道	五・一二	一	棄却	広島高	二〇四
昭和三〇年(あ)一〇六	詐欺	河野敏鎌	五・一二	一	棄却	福岡高	二〇七
昭和三〇年(あ)二六五	関税法違反、外国人登録法違反	金相喆	五・一二	一	棄却	福岡高	二一〇

昭和三〇年(あ)	四三五	詐欺、横領	戸田資	五・一三	二	乗却	福岡高	二一三
昭和三〇年(あ)	四九六	窃盗未遂	袴田勇	五・一三	二	乗却	東京高	二一九
昭和三〇年(あ)	五三〇	強盗殺人	石原亀太郎	五・一三	二	乗却	大阪高	二二六
昭和二九年(あ)	三二八二	酒税法違反	方三龍	五・一七	三	乗却	名古屋高	二三六
昭和二九年(あ)	三二九〇	公文書変造、同行使詐欺	古家正基	五・一七	三	乗却	福岡高	二三九
昭和二九年(あ)	三三〇九	傷害、住居侵入	北畑忠	五・一七	三	乗却	高松高	二四六
昭和二九年(あ)	三三一〇	酒税法違反	常徳秀夫	五・一七	三	乗却	高松高	二四九
昭和二九年(あ)	三四五八	賍物故買	有迫喜久男	五・一七	三	乗却	福岡高宮崎支	二五四
昭和二九年(あ)	三五二九	酒税法違反	朴在文	五・一七	三	乗却	福岡高	二五七
昭和二九年(あ)	三五六〇	窃盗	今井義光	五・一七	三	乗却	東京高	二六〇
昭和二九年(あ)	三六二〇	業務上横領	大野豊	五・一七	三	乗却	名古屋高	二六三

昭和二九年(あ)	三六三八	食糧管理法違反	呉永祚	五・一七	三	乗却	仙台高	二六七
昭和二九年(あ)	三七三〇	有価証券偽造、同行使詐欺、等	山本昭夫外二名	五・一七	三	乗却	東京高	二七〇
昭和二九年(あ)	三七三四	窃盗	高松弘至	五・一七	三	乗却	東京高	二七八
昭和二九年(あ)	三八五七	窃盗、詐欺	児玉文一郎	五・一七	三	乗却	広島高	二八一
昭和二九年(あ)	三八七四	住居侵入、窃盗	山崎健	五・一七	三	乗却	名古屋高金沢支	二八六
昭和二九年(あ)	三九一六	公務執行妨害、傷害	岩野暢	五・一七	三	乗却	福岡高	二九一
昭和二九年(あ)	三九八四	殺人	鎌田輝子	五・一七	三	乗却	東京高	二九四
昭和二九年(あ)	四〇六四	酒税法違反、商標法違反、私文書偽造	白砂藤三外一名	五・一七	三	乗却	東京高	二九八
昭和二九年(あ)	四一八五	窃盗	片嶋卯八	五・一七	三	乗却	大阪高	三〇三
昭和三〇年(あ)	三三	強姦致傷	牟礼朝雄	五・一七	三	乗却	高松高	三〇六
昭和三〇年(あ)	六六	窃盗	羽田野正之	五・一七	三	乗却	名古屋高	三〇九

昭和三〇年(あ)	九一	詐欺、私文書偽造同行使、有価証券偽造、同行使	岡田治三右衛門	五・一七	三	棄却	仙台高	三一四
昭和三〇年(あ)	一四二	傷害、脅迫	三原実	五・一七	三	棄却	福岡高	三二〇
昭和三〇年(あ)	一五三	窃盗	新川実	五・一七	三	棄却	大阪高	三二三
昭和三〇年(あ)	一六五	有価証券偽造、同行使、私文書偽造、同行使、詐欺	羽田重吉	五・一七	三	棄却	高松高	三二六
昭和三〇年(あ)	一九五	窃盗	佐野寅雄	五・一七	三	棄却	東京高	三三一
昭和三〇年(あ)	二〇六	私文書偽造、同行使、詐欺、詐欺未遂	桜井忠治	五・一七	三	棄却	東京高	三三四
昭和三〇年(あ)	二二三	強盗未遂	細川輝夫	五・一七	三	棄却	広島高富山支	三三七
昭和三〇年(あ)	二三二	詐欺	吉田カネ	五・一七	三	棄却	東京高	三四一
昭和三〇年(あ)	二九七	窃盗横・領	小泉一	五・一七	三	棄却	東京高	三四五
昭和三〇年(あ)	三〇七	傷害	明介童	五・一七	三	棄却	大阪高	三四八
昭和三〇年(あ)	三四六	公職選挙法違反	外山貞治	五・一七	三	棄却	東京高	三五一

刑事決定 (2)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第一審	丁数
昭和二九年(あ)三九九二	公職選挙法違反	鈴木実外四名	五・一八	二	棄却	東京高	一
昭和二九年(あ)三二四九	職業安定法違反	上川源蔵	五・一九	一	棄却	福岡高	七
昭和二九年(あ)三二七八	有印私文書偽造同行使詐欺、有印公文書偽造同行使詐欺	喜多ツヤ子	五・一九	一	棄却	広島高	一二
昭和二九年(あ)三三六一	賍物故買	李点述	五・一九	一	棄却	東京高	一六
昭和二九年(あ)三四九六	児童福祉法違反	井塚サダ子	五・一九	一	棄却	福岡高	一九
昭和二九年(あ)三五〇九	窃盗	矢野ミエ	五・一九	一	棄却	福岡高	二三
昭和二九年(あ)三七三五	賍物故買	李元浩	五・一九	一	棄却	東京高	二六
昭和二九年(あ)四〇八三	窃盗	安正植	五・一九	一	棄却	福岡高	三〇
昭和二九年(あ)四一六三	詐欺	作田昌良	五・一九	一	棄却	名古屋高	三八

昭和二九年(あ)四二〇五	職業安定法違反	駒井彌太郎	五・一九	一	一	棄却	大阪高	四一
昭和三〇年(あ)七二	窃盗	平野喜章	五・一九	一	一	棄却	広島高	四四
昭和三〇年(あ)一一九	脅迫、住居侵入	大川豊一	五・一九	一	一	棄却	名古屋高	四七
昭和三〇年(あ)一三三	窃盗	中田光繁	五・一九	一	一	棄却	高松高	五二
昭和三〇年(あ)一四三	横領	山末幸太外三名	五・一九	一	一	棄却	福岡高	五五
昭和三〇年(あ)一四六	窃盗	鈴木嘉津治	五・一九	一	一	棄却	各古屋高	五八
昭和三〇年(あ)一九三	業務上横領	内田光治	五・一九	一	一	棄却	東京高	六一
昭和三〇年(あ)一九六	覚せい剤取締法違反	古谷新一	五・一九	一	一	棄却	東京高	六四
昭和三〇年(あ)二〇四	有印私文書偽造行使詐欺	権田健次	五・一九	一	一	棄却	東京高	六七
昭和三〇年(あ)二一三	酒税法違反	卞鳳先	五・一九	一	一	棄却	東京高	七〇
昭和三〇年(あ)二三〇	森林窃盗	藤田国太郎	五・一九	一	一	棄却	東京高	七四

昭和三〇年(あ)二五八	賍物故買	朴昌浩	五・一九	一	一	棄却	広島高	八一
昭和三〇年(あ)三三八	公職選挙法違反	並木源太郎外二名	五・一九	一	一	棄却	東京高	八四
昭和三〇年(あ)三五三	賍物寄蔵	朴鐘根	五・一九	一	一	棄却	札幌高	八八
昭和二九年(あ)一四七六	公職選挙法違反	三浦文六	五・二〇	二	二	棄却	広島高	九二
昭和三〇年(あ)五一〇	窃盗	木村美智子	五・二〇	二	二	棄却	大阪高	一〇八
昭和二七年(あ)五三六二	酒税法違反	有限会社雪心本店外一名	五・二三	二	二	棄却	広島高	一一二
昭和二九年(あ)三九一八	詐欺	内藤克己	五・二三	二	二	棄却	札幌高	一二一
昭和二九年(あ)四一三七	傷害	赤井松次郎外一名	五・二三	二	二	棄却	名古屋高金沢支	一二七
昭和三〇年(あ)一一四	賍物故買	山本好彦	五・二三	二	二	棄却	福岡高	一三〇
昭和三〇年(あ)一七〇	食糧管理法違反	藤川定一	五・二三	二	二	棄却	広島高岡山支	一三三
昭和三〇年(あ)一九七	覚せい剤取締法違反	許麟九	五・二三	二	二	棄却	東京高	一三六

昭和三〇年(あ)	二一四	外国為替及び外国貿易管理法違反、関税法違反	朴	文甲	五・二三	二	棄却	東京高	一三九
昭和三〇年(あ)	二六二	食糧管理法違反	西	崎兼政	五・二三	二	棄却	広島高岡山支	一四三
昭和三〇年(あ)	二三一	強姦	長	尾直言	五・二三	二	棄却	広島高岡山支	一四六
昭和三〇年(あ)	二四七	窃盗	小	林総一	五・二三	二	棄却	大阪高	一五〇
昭和三〇年(あ)	二五六	窃盗	内	藤和義	五・二三	二	棄却	広島高	一五四
昭和三〇年(あ)	二六七	窃盗	裘	秉善	五・二三	二	棄却	名古屋高	一六〇
昭和三〇年(あ)	二七六	横領	森	数雄	五・二三	二	棄却	高松高	一六三
昭和三〇年(あ)	三二七	食糧管理法違反	崔	粉通外一名	五・二三	二	棄却	大阪高	一六六
昭和三〇年(あ)	三五一	窃盗	坂	口勝実	五・二三	二	棄却	広島高	一六九
昭和三〇年(あ)	三六四	贈賄	石	橋一	五・二三	二	棄却	大阪高	一七二
昭和三〇年(あ)	三八三	傷害致死	山	本優	五・二三	二	棄却	高松高	一七五

昭和三〇年(あ)	三九七	電車往来危険	江	口勇	五・二三	二	棄却	東京高	一七八
昭和三〇年(あ)	四一六	詐欺、電信法違反	下	江茂	五・二三	二	棄却	広島高	一八二
昭和三〇年(あ)	四五〇	窃盗、強盗未遂	飯	嶋敏夫	五・二三	二	棄却	名古屋高	一八五
昭和三〇年(あ)	五〇一	公職選挙法違反	福	田文雄外二名	五・二三	二	棄却	東京高	一八九
昭和三〇年(あ)	五一九	覚せい剤取締法違反	村	上文子	五・二三	二	棄却	札幌高	一九五
昭和三〇年(あ)	五三三	食糧管理法違反	梁	敬秀	五・二三	二	棄却	広島高岡山支	一九九
昭和二八年(あ)	二八三〇	逮捕、脅迫、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反	柴	田大丈外三名	五・二四	三	棄却	東京高	二〇二
昭和二八年(あ)	二九六四	詐欺未遂	崔	奉春外一名	五・二四	三	棄却	東京高	二〇八
昭和二八年(あ)	三一〇〇	関税法違反、詐欺	藤	本勝	五・二四	三	棄却	高松高	二一三
昭和二八年(あ)	三八一八	物品税法違反	高	野清太郎	五・二四	三	棄却	大阪高	二一八
昭和二九年(あ)	三一九九	賍物故買	李	命甲	五・二四	三	棄却	大阪高	二二一

昭和二九年(あ)三四八一	賍物故買	田端孝一	五・二四	三	棄却	大阪高	二二五
昭和二九年(あ)三八四〇	詐欺	千葉孝雄	五・二四	三	棄却	仙台高	二三四
昭和二九年(あ)三九四八	窃盗	金禎彦	五・二四	三	棄却	大阪高	二三七
昭和二九年(あ)四〇七五	窃盗	中野信雄	五・二四	三	棄却	東京高	二四一
昭和二九年(あ)四一七〇	横領、詐欺	八木市松	五・二四	三	棄却	大阪高	二四四
昭和三〇年(あ)八	窃盗	中路政次郎	五・二四	三	棄却	大阪高	二四八
昭和三〇年(あ)六四	殺人未遂	金注栄	五・二四	三	棄却	福岡高	二五二
昭和三〇年(あ)一三九	賍物寄蔵	永仮篤	五・二四	三	棄却	福岡高	二五六
昭和三〇年(あ)一四八	詐欺、横領	小川法成	五・二四	三	棄却	名古屋高	二六七
昭和三〇年(あ)一八八	覚せい剤取締法違反	金義俊	五・二四	三	棄却	東京高	二七〇
昭和三〇年(あ)三一〇	恐喝未遂、強盗、強姦未遂、傷害	小林孝吉	五・二四	三	棄却	東京高	二七三

昭和三〇年(あ)三八二	覚せい剤取締法違反	増田幸春	五・二四	三	棄却	高松高	二七六
昭和三〇年(あ)三八四	覚せい剤取締法違反	黒沢玉生喜	五・二四	三	棄却	高松高	二七九
昭和三〇年(あ)三九八	公職選挙法違反	楡木光治外二名	五・二四	三	棄却	東京高	二八二
昭和三〇年(あ)四〇三	窃盗	康仁仙	五・二四	三	棄却	東京高	二八六
昭和三〇年(あ)四七七	業務上過失傷害	吉沢錵作	五・二四	三	棄却	東京高	二八九
昭和三〇年(あ)四八五	賍物故買、関税法違反、物品税法違反、外国為替及び外国貿易管理法違反	岩田正中	五・二四	三	棄却	東京高	二九三
昭和三〇年(あ)四九一	強盗	仁平斐	五・二四	三	棄却	東京高	二九六
昭和三〇年(あ)五〇五	暴行	黒石喜太郎	五・二四	三	棄却	広島高岡山支	三〇〇
昭和三〇年(あ)五四五	詐欺	江波戸仲子	五・二四	三	棄却	東京高	三〇三
昭和三〇年(あ)五八二	詐欺	中村トシ	五・二四	三	棄却	大阪高	三〇八

刑事決定 (3)

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和二八年(あ)二一六七	賍物故買、窃盗	朴桂俊 外一名	五・二五	二	棄却	名古屋高金沢支	一
昭和二八年(あ)二三四九	窃盗	小林五郎	五・二五	二	棄却	広島高	一二
昭和二八年(あ)三二九九	貸金業等の取締に関する法律違反	藤村三夫	五・二五	二	棄却	福岡高	一六
昭和二八年(あ)四三六九	傷害	姜海洙	五・二五	二	棄却	広島高	一九
昭和二八年(あ)四九四〇	恐喝、同未遂、傷害	中島文作	五・二五	二	棄却	福岡高	二三
昭和二八年(あ)五三七三	取引高税法違反	大官製紙株式会社	五・二五	二	棄却	東京高	二六
昭和二九年(あ)三九一五	公職選挙法違反	白浜好蔵 外四名	五・二五	二	棄却	福岡高	三〇
昭和三〇年(あ)八七	私文書偽造、同行使、詐欺	酒井晴雲	五・二五	二	棄却	福岡高	三七
昭和三〇年(あ)一二八	横領、公文書毀棄	今本孝哉	五・二五	二	棄却	広島高	四〇

昭和三〇年(あ)	一三四	業務上横領、横領	稲上美明	五・二五	二	棄却	札幌高	四五
昭和三〇年(あ)	一九〇	覚せい剤取締法違反、暴行	正田富男	五・二五	二	棄却	東京高	五〇
昭和三〇年(あ)	一九四	恐喝	早瀬昭四郎	五・二五	二	棄却	東京高	五三
昭和三〇年(あ)	二〇八	食糧管理法違反、公務執行妨害	金星徳	五・二五	二	棄却	東京高	五八
昭和三〇年(あ)	二六三	傷害致死	吉野幸作	五・二五	二	棄却	東京高	六一
昭和三〇年(あ)	二七〇	窃盗	金鉄雄	五・二五	二	棄却	広島高岡山支	六四
昭和三〇年(あ)	二八六	酒税法違反	朴増守	五・二五	二	棄却	広島高	六七
昭和三〇年(あ)	三〇二	覚せい剤取締法違反、賍物故買	林登介	五・二五	二	棄却	東京高	七〇
昭和三〇年(あ)	三〇四	覚せい剤取締法違反	藤田幸男	五・二五	二	棄却	大阪高	七三
昭和三〇年(あ)	三二〇	窃盗	相馬幸雄	五・二五	二	棄却	東京高	七六
昭和三〇年(あ)	四三三	贈賄	若松其久男	五・二五	二	棄却	仙台高秋田支	七九

昭和三〇年(あ)	四四五	暴行傷害、脅迫	大西文十	五・二五	二	棄却	名古屋高	八二
昭和三〇年(あ)	四七〇	覚せい剤取締法違反	申太順	五・二五	二	棄却	東京高	八五
昭和三〇年(あ)	四九五	窃盗	高柳伸郎	五・二五	二	棄却	東京高	八九
昭和三〇年(あ)	五一三	食糧管理法違反	志岐義一	五・二五	二	棄却	福岡高	九二
昭和三〇年(あ)	五二八	傷害、銃砲刀剣類等所持取締令違反、覚せい剤取締法違反	田村利男外一名	五・二五	二	棄却	大阪高	九五
昭和三〇年(あ)	六二四	詐欺	箱崎道夫	五・二五	二	棄却	仙台高	九八
昭和三〇年(あ)	六九八	公職選挙法違反	久保木益次郎外二名	五・二五	二	棄却	東京高	一〇二
昭和二八年(あ)	三三三八	偽造紙幣行使	川野五夫	五・二六	二	棄却	福岡高宮崎支	一〇九
昭和二八年(あ)	五三九一	賍物運搬	金起満	五・二六	二	棄却	東京高	一一二
昭和二九年(あ)	三七五三	窃盗	朴留次	五・二六	一	棄却	大阪高	一一五
昭和二九年(あ)	三八一三	賍物故買	三宅ゼみ子	五・二六	二	棄却	大阪高	一一八

昭和二九年(あ)三九九四	贈賄幇助、収賄幇助	馬場悦也外二名	五・二六	一	棄却	東京高	一二一
昭和二九年(あ)四一二五	公職選挙法違反	山田栄吉	五・二六	一	棄却	名古屋高	一二六
昭和三〇年(あ)四六	傷害	谷内政男	五・二六	二	棄却	名古屋高金沢支	一三三
昭和三〇年(あ)六七	残業安定法違反	堀川増雄	五・二六	二	棄却	福岡高	一三六
昭和三〇年(あ)一〇八	背任、業務上横領	辻本貢	五・二六	一	棄却	名古屋高金沢支	一三九
昭和三〇年(あ)一二二	食糧管理法違反	井上定典	五・二六	一	棄却	広島高岡山支	一四二
昭和三〇年(あ)一三〇	公務執行妨害	山下一生	五・二六	一	棄却	広島高	一四五
昭和三〇年(あ)一四七	有印公文書偽造、同行使詐欺	照井謙次郎	五・二六	二	棄却	名古屋高	一五四
昭和三〇年(あ)一六三	公務執行妨害	金台宝	五・二六	一	棄却	大阪高	一五九
昭和三〇年(あ)一八五	強盗傷人	金容喆	五・二六	二	棄却	東京高	一六二
昭和三〇年(あ)二〇〇	覚せい剤取締法違反	海宝友七	五・二六	二	棄却	東京高	一六五

昭和三〇年(あ)二四九	覚せい剤取締法違反	刑部正雄外一名	五・二六	一	棄却	大阪高	一六八
昭和三〇年(あ)二五三	たばこ専売法違反	池田太郎	五・二六	二	棄却	福岡高	一七二
昭和三〇年(あ)二五五	公職選挙法違反	北条秀一外一名	五・二六	一	棄却	大阪高	一七五
昭和三〇年(あ)二九六	麻薬取締法違反	笈田ウメ	五・二六	二	棄却	東京高	一八五
昭和三〇年(あ)三七八	放火	山本康夫	五・二六	二	棄却	大阪高	一八九
昭和三〇年(あ)四二九	覚せい剤取締法違反	松井新太郎	五・二六	二	棄却	大阪高	一九二
昭和三〇年(あ)四四七	詐欺、有価証券偽造、同行使	森田喜代治	五・二六	二	棄却	名古屋高	一九五
昭和三〇年(あ)五〇七	業務上過失傷害	藤野久義	五・二六	二	棄却	大阪高	一九八
昭和三〇年(あ)五一五	賍物故買	三宅トシ子	五・二六	二	棄却	大阪高	二〇一
昭和三〇年(あ)五三六	物品税法違反	鈴木竹治郎	五・二六	二	棄却	名古屋高	二〇四
昭和三〇年(あ)五四〇	福岡県風紀取締条例違反	神谷テイ	五・二六	二	棄却	福岡高	二〇七

昭和三〇年(あ)	六二六	傷害、外国人登録法違反	朴	信次	五・二六	二	棄却	名古屋高	二一〇
昭和三〇年(あ)	三一八	覚せい剤取締法違反	大門	正喜	五・二八	二	棄却	東京高	二一三
昭和三〇年(あ)	三五四	麻薬取締法違反、犯人蔵匿	田中	力太	五・二八	二	棄却	札幌高	二一九
昭和三〇年(あ)	六二八	公職選挙法違反	柴田	銀二	五・二八	二	棄却	名古屋高	二一三
昭和三〇年(あ)	七〇九	公職選挙法違反	久保寺	泰助	五・二八	二	棄却	東京高	二三〇
昭和二九年(あ)	三三四一	公職選挙法違反	斎藤	外一名武	五・三一	三	棄却	東京高	二三三
昭和二九年(あ)	三四九五	賍物収受、賍物寄蔵、賍物牙保	後藤	悦治	五・三一	三	棄却	仙台高	二四〇
昭和二九年(あ)	三六四八	詐薬取締法違反	林	和	五・三一	三	棄却	広島高	二四四
昭和二九年(あ)	四一六七	詐欺、同未遂	勝倉	晃	五・三一	三	棄却	仙台高	二四九
昭和三〇年(あ)	九八	賍物故買、賍物牙保	西原	直幸	五・三一	三	棄却	高松高	二五二
昭和三〇年(あ)	一五九	暴行、恐喝未遂	金沢	勉	五・三一	三	棄却	大阪高	二六〇

昭和三〇年(あ)	一六八	窃盗	笹木	滋	五・三一	三	棄却	広島高岡山支	二六三
昭和三〇年(あ)	一七七	窃盗	高尾	茂春	五・三一	三	棄却	東京高	二六六
昭和三〇年(あ)	二〇九	窃盗	天野	義夫	五・三一	三	棄却	東京高	二七五
昭和三〇年(あ)	三一三	酒税法違反	李	樹昌	五・三一	三	棄却	東京高	二八〇
昭和三〇年(あ)	三二一	窃盗	小池	利男	五・三一	三	棄却	大阪高	二八三
昭和三〇年(あ)	四一四	暴行、傷害、傷害致死、銃砲刀剣類等所持取締令違反	長戸	正	五・三一	三	棄却	広島高松江支	二八六
昭和三〇年(あ)	四二〇	業務上横領	西原	善秋	五・三一	三	棄却	広島高岡山支	二八九
昭和三〇年(あ)	四七一	食糧管理法違反	根岸	外三名清	五・三一	三	棄却	東京高	二九二
昭和三〇年(あ)	五〇〇	業務上横領	桐山	佐久男	五・三一	三	棄却	東京高	二九七
昭和三〇年(あ)	五〇八	傷害致死	中村	文雄	五・三一	三	棄却	大阪高	三〇一
昭和三〇年(あ)	五二四	横領、窃盗、外国人登録法違反	丁	漢秀	五・三一	三	棄却	大阪高	三〇四

昭和三〇年(あ)	五七六	食糧管理法違反	和気義郎	五・三一	三	棄却	東京高	三〇九
昭和三〇年(あ)	六四二	公職選挙法違反	舛谷良蔵	五・三一	三	棄却	福岡高	三一二
昭和三〇年(あ)	七三八	強要、恐喝	村田薫	五・三一	三	棄却	大阪高	三一五

事件番号		事件名	申立人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
判決訂正								
昭和三〇年(み)	九	強盗殺人、同未遂、殺人予備強盗予備、私文書偽造、偽造私文書行使、詐欺、詐欺未遂	平沢貞通	五・六	大	棄却		一〇四
昭和三〇年(み)	一三	公職選挙法違反	鉄永定義	五・一七	三	棄却		一一三
昭和三〇年(み)	一六	公職選挙法違反	小野清一郎外一名（野原正勝外一名）	五・二三	一	棄却		一一五
昭和三〇年(み)	一一	関税法違反	伊藤信一	五・二四	三	棄却		一二〇
昭和三〇年(み)	一四	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、不法監禁	高橋繁外二名	五・三一	三	棄却		一二六
抗告								
昭和三〇年(す)	三二	公職選挙法違反被告事件の特別抗告棄却決定に対する特別抗告	椎野幸衛	五・一〇	三	棄却		一三〇
昭和三〇年(す)	一三四	強姦致傷被告事件についての上告棄却の決定に対する即時抗告	大石力（田米武）	五・二四	三	棄却		一三七

昭和三〇年(す)一三九	詐欺、暴行被告事件について言渡した上告棄却決定に対する特別抗告	山田薫	五・二五	一	棄却		一三九
昭和三〇年(し)二二	公務員職権濫用被疑事件につき富山地方裁判所のなしたる審判請求棄却決定に対する特別抗告	前川伊重郎(松井吉次外一名)	五・三一	三	棄却		一四一
訴訟費用							
昭和三〇年(せ)一三四	窃盗	金正雄	五・二	一	免除		一四六
昭和三〇年(せ)一二四	食糧管理法違反	小林勇一	五・九	二	免除		一四七
昭和三〇年(あ)一九	詐欺	栗林久助	五・一〇	三	負担		一四九
昭和三〇年(せ)一一九	窃盗	畠山秀雄	五・一〇	三	棄却		一五一
昭和三〇年(せ)一四七	窃盗	菊池義恵	五・一二	一	却下		一五二
昭和三〇年(せ)一四八	窃盗	毛利禹比吉	五・一二	一	却下		一五三
昭和二九年(あ)六七七	職業安定法違反	梅本信太郎	五・一七	三	負担		一五四
昭和三〇年(せ)一〇三	窃盗未遂	鄭子明	五・一八	二	免除		一五六
昭和三〇年(せ)一三七	放火	吉田武美	五・一八	二	棄却		一五八
昭和三〇年(せ)一三九	横領	副長生	五・一八	二	棄却		一五九
昭和三〇年(せ)一四四	窃盗、贓物故買、同牙保、同収受	葛原豊	五・二〇	二	棄却		一六〇
昭和三〇年(せ)一四六	強盗殺人、死体遺棄	斎藤武勇	五・二〇	二	免除		一六一
昭和三〇年(せ)一五二	詐欺、住居侵入、暴行、恐喝	上田喜三郎	五・二〇	二	免除		一六三
昭和三〇年(せ)一三一	詐欺	小田原瓊一	五・二三	二	免除		一六五
昭和三〇年(せ)一三二	窃盗未遂	近藤利世	五・二四	三	免除		一六六
昭和三〇年(せ)一七〇	騒擾指揮助勢	孫栄穆	五・二四	三	棄却		一六八
昭和三〇年(せ)一七一	騒擾指揮助勢	金奉道	五・二四	三	棄却		一七〇
昭和三〇年(せ)一七二	騒擾指揮助勢	趙有明	五・二四	三	棄却		一七二
昭和三〇年(せ)一四〇	殺人	田中初枝	五・二五	一	免除		一七四

昭和三〇年(廿)	一四一	窃盗	伊藤幸矢	五・二五	一	免除			一七五
昭和三〇年(廿)	一五九	詐欺	金根杓	五・二五	二	免除			一七六
昭和三〇年(廿)	一六三	放火未遂	近藤一二	五・二五	一	免除			一七八
昭和三〇年(廿)	一六二	騒擾指揮助勢	韓仁出	五・二六	一	棄却			一七九
昭和三〇年(廿)	一七六	強盗傷人	中村正尚	五・二六	一	免除			一八〇
昭和三〇年(廿)	一七八	業務上横領	杉本繁登美	五・二六	一	却下			一八一
昭和三〇年(廿)	一七九	窃盗	坂口松雄	五・二六	一	免除			一八二
昭和三〇年(廿)	一九二	窃盗	落合滝次郎	五・二六	一	免除			一八三
昭和三〇年(廿)	一八〇	窃盗、同未遂	伊藤二良	五・二八	二	免除			一八四
昭和三〇年(廿)	一九〇	窃盗	十川嘉男	五・二八	二	免除			一八六
昭和三〇年(廿)	一四二	詐欺、窃盗	横畠量	五・三一	三	免除			一八八

昭和三〇年(廿)	一五三	騒擾指揮助勢	申再洙	五・三一	二	棄却			一八九
昭和三〇年(廿)	一五四	騒擾指揮助勢	李相浩	五・三一	二	棄却			一九一
昭和三〇年(廿)	一五五	騒擾指揮助勢	朴又京	五・三一	二	棄却			一九三
昭和三〇年(廿)	一五六	逮捕監禁致傷、騒擾附和随行	李一根	五・三一	二	棄却			一九五
昭和三〇年(廿)	一五七	騒擾指揮助勢、逮捕監禁	慎政範	五・三一	二	棄却			一九七
昭和三〇年(廿)	一五八	騒擾指揮助勢、傷害	金永泰	五・三一	二	棄却			一九九
昭和三〇年(廿)	一六〇	騒擾指揮助勢、傷害	黄炳旭	五・三一	二	棄却			二〇一
昭和三〇年(廿)	一六五	騒擾指揮助勢	李用守	五・三一	二	棄却			二〇三
昭和三〇年(廿)	一六八	騒擾指揮助勢	鄭寿福	五・三一	二	棄却			二〇五
昭和三〇年(廿)	一六九	騒擾指揮助勢	金光順	五・三一	二	棄却			二〇七
昭和三〇年(廿)	一七三	騒擾指揮助勢	厳台玉	五・三一	三	棄却			二〇九

昭和三〇年(せ)	一八一	業務上過失致死	長浜ミチエ	五・三一	二	棄却	二一〇
昭和三〇年(せ)	一九六	窃盗	喜多一郎	五・三一	三	免除	二一二
		異議申立					
昭和三〇年(す)	一二四	窃盗	宇山熊吉	五・一七	三	棄却	二一四
昭和三〇年(す)	一六〇	窃盗未遂	袴田勇	五・二七	二	棄却	二一八
		死亡					
昭和二八年(あ)	二〇六八	贈賄	穂積重二	五・一〇	三	公訴棄却	東京高	二二〇
昭和二八年(あ)	一二一九	自転車競技法違反	成谷慶政	五・二八	二	公訴棄却	大阪高	二二二

刑事不成立（全）

事件番号	事件名	被告人氏名	裁判月日	法廷	結果	原審又は第二審	丁数
昭和三〇年(あ)	六八四	覚せい剤取締法違反	林善排	五・四	二	棄却	東京高	一八二
昭和三〇年(あ)	七〇一	公職選挙法違反	来栖利一郎外二名	五・四	二	棄却	東京高	一八四
昭和三〇年(あ)	七二九	脅迫	岡田福次	五・九	二	棄却	東京高	一八六
昭和三〇年(あ)	二四八	業務上横領	松井正	五・一〇	三	棄却	大阪高	一八八
昭和三〇年(あ)	七〇八	酒税法違反	張洛道	五・一〇	三	棄却	東京高	一九〇
昭和二八年(あ)	三〇四二	公務執行妨害	李五龍	五・一七	三	棄却	福岡高	一九二
昭和三〇年(あ)	六七七	覚せい剤取締法違反	矢崎義男外一名	五・一七	三	棄却	東京高	一九四
昭和二九年(あ)	三九九二	公職選挙法違反	手島孝一外九名	五・一八	二	棄却	東京高	一九六
昭和三〇年(あ)	五〇九	覚せい剤取締法違反	高元蘭	五・一八	一	棄却	大阪高	一九九

昭和三〇年(あ)	五三八	窃盗	左坐治	五・一八	一	棄却	名古屋高	二〇一
昭和三〇年(あ)	五六八	酒税法違反	金順玉	五・一八	一	棄却	東京高	二〇三
昭和三〇年(あ)	五七四	恐喝	加藤庫之助	五・一八	一	棄却	仙台高秋田支	二〇五
昭和三〇年(あ)	八〇五	暴力行為等処罰ニ関スル法律違反、公務執行妨害	川村徳造 外六名	五・一八	二	棄却	仙台高	二〇七
昭和三〇年(あ)	八三二	暴行、傷害	福田美男	五・一八	二	棄却	東京高	二一〇
昭和三〇年(あ)	八四一	銃砲刀剣類等所持取締令違反 贓物故買、贓物寄蔵	原田達雄	五・二〇	二	棄却	東京高	二一二
昭和二八年(あ)	二九六四	詐欺未遂	李鐘植 外二名	五・二四	三	棄却	東京高	二一四
昭和三〇年(あ)	五六四	公職選挙法違反	松崎吉夫 外九名	五・二四	三	棄却	福岡高宮崎支	二一六
昭和三〇年(あ)	五八一	貸金業等の取締に関する法律違反	落合鷗司	五・二四	三	棄却	東京高	二一九
昭和三〇年(あ)	七七二	傷害	三牧万吉	五・二四	三	棄却	福島高	二二〇
昭和三〇年(あ)	七八八	外国人登録法違反	趙泰松	五・二四	三	棄却	福島高	二二二

昭和三〇年(れ)	一〇	詐欺	亀井貫一郎	五・二五	二	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	八四三	公職選挙法違反	羽田直人	五・二五	二	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	八五一	住居侵入	室田福常	五・二五	二	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	九一二	覚せい剤取締法違反、薬事法違反	李永愛	五・二五	二	棄却	大阪高
昭和三〇年(あ)	六五〇	覚せい剤取締法違反	古泉操	五・二六	一	棄却	広島高岡山支
昭和三〇年(あ)	六七五	覚せい剤取締法違反	宋仁度	五・二六	一	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	八三四	犯人蔵匿、贓物収受	長田菊二	五・二六	一	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	八三八	競売入札妨害	佐々木佐七	五・二六	一	棄却	東京高
昭和三〇年(あ)	三一八	覚せい剤取締法違反	柳寅泳	五・二八	二	棄却	東京高
昭和三〇年(れ)	一一	傷害	趙学烈	五・三一	三	棄却	福島高
昭和三〇年(あ)	三九〇	詐欺	河守庄三郎	五・三一	一	棄却	東京高

昭和三〇年(あ) 六九九	公職選挙法違反	渡辺悦男	五・三一	三	棄却	東京高 二四六
昭和三〇年(あ) 七一〇	公職選挙法違反	宇野精次郎外十一名	五・三一	一	棄却	東京高 二四八